

【件名】カステックス首相インタビュー内容(5月11日)

カステックス首相が5月11日のル・パリジャン紙及び同日夜から放送された France2 のインタビューにおいて、外出制限の解除等について説明したところ、概要は以下のとおりです。

1 現在の感染状況および今後の方針

- ・我々はようやくコロナ禍から持続的に脱出しつつある。無論、この脱出は段階的かつ慎重かつ状況を見ながら進められることになるが、その傾向は明らかである。
- ・外出制限等の解除が早すぎるか否かという問いは常にあるが、我々の措置は均衡がとられている。また、感染状況が一部地域で急激に悪化した場合には、地域単位で「ブレーキ」をかける。
- ・1人1人がルールを守り、集団として適切に行動できるかどうかにかかっている。
- ・(昇天祭の連休において早くも緩みが生じることを心配しないのかと問われ、)クリスマス休暇同様、ルールを守った上で週末に外出することは可能。
- ・(第4波の可能性も含め、)何一つ排除すべきではなく、極めて慎重な姿勢を維持する必要がある。特に、国境や、隔離措置を行っている自宅等において管理を徹底し、変異株の流行を防ぐことが重要。フランスはこの点、欧州の中でも最も厳しい基準を敷いている。
- ・昨年夏以降の外出制限等解除との違いは、我々が学び、ワクチン接種を行っていることである。また、夜間外出制限も6月末まで維持される。

2 5月19日以降の具体的措置

- ・カフェ・レストランのテラスでは、収容人数上限は定員の50%。店内に入ることなく、着席のみで、1テーブルは最大6人まで。
- ・映画館・劇場では、収容人数上限は3分の1かつ一部屋最大800人まで。
- ・商店は、大型ショッピングセンターを含め、すべての商店を再開する。ただし、客一人あたりの8平方mを確保しなければならない。屋内市場も、同じ条件で再開する。屋外市場は、客1人あたり4平方mを確保する。
- ・(ルールに違反する事例が生じる可能性について問われ、)各自が規則を遵守すると信頼している。その上で、検査・監視・監督も行われる予定であり、事業者らは営業停止を避けるためにあらゆる努力をすると確信している。
- ・私的空間における集会は、5、6月は6名の推奨を維持。夏までに再評価する予定。

3 6月9日以降の措置

- ・カフェ・レストランのテラスでは、1テーブル最大6名まで着席でき、収容人数上限を解除。店内では、収容人数上限を定員の50%とし、1テーブル最大6名まで着席可能。
- ・ナイトクラブは、引き続き閉鎖。

4 6月30日以降の措置

- ・カフェ・レストランのテラスおよび店内で収容人数上限を廃止。店内では着席型でのみ営業可能。必要に応じて、他の衛生措置と組み合わせる。
- ・ナイトクラブの営業再開については、未定。

5 今後の予定(ワクチン接種、パス・サニテール等)

- ・5月中旬までに2,000万人がワクチン接種するという目標について、昇天祭の週末が終わる頃には到達すると考えている。
- ・ワクチン接種センターは昇天祭の休暇期間も利用可能であり、休暇先でもワクチン接種が可能。
- ・必要に応じて秋にワクチン接種を再加速できるように、追加発注した。
- ・アストラゼネカのワクチンは、すでに在庫がある。自ら接種したように、このワクチンを接種する必要性を繰り返し訴えていく。
- ・パス・サニテールの実施については、現在国会で審議中。劇場、会議場、大型コンサート、スタジアムなど1000人以上が同時に集まる大型イベントが対象となる。職場、学校、公共施設、博物館、図書館、デパート、市場、休暇先、礼拝所等は対象とならない。
- ・マスク着用義務が夏の終わりまでに終了することを期待してはいるが、時期については未定。将来的には、コロナだけでなく一般的な感染予防の手段となるだろう。常時、強制的に、如何なる場所においてもというわけではないが、特に冬のインフルエンザの季節には、欧米で感染予防の習慣の一部となるかもしれない。
- ・経済的支援措置については、2つの原則がある。1つは漸進性であり、突然支援措置を停止することはない。2つ目は適応性であり、様々な状況を考慮して、対策を調整する。コロナ禍からの脱出は、経済活動を適切に回復させ、経済を復活させることでもある。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム(ORR ネット)から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>